

日南病院施設基準等

令和8年7月1日

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

【共通事項】

すべての病棟において、入院診療計画の作成・説明、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制を実施しています。

【一般病棟】……59床

○一般病棟入院基本料

すべての時間帯を平均して、入院患者様10人に対し1人以上の看護職員が実際に勤務しています。また、患者負担による付添看護を行っていません。

○地域包括ケア病棟入院料1及び地域包括ケア入院医療管理料1

一般病棟のうち36床(1号室1床、2号室1床、5号室1床、6号室1床、7号室1床、11号室4床、12号室4床、13号室4床、17号室1床、20号室4床、21号室3床、23号室4床、26号室4床、27号室3床)において、急性期治療を経過した患者様等の受入れ並びに在宅への復帰支援などを行います。併せて看護職配置加算により適切な看護職の配置を行います。

【療養病棟】

医療型 40床

○療養病棟入院基本料

すべての時間帯を平均して、入院患者様20人に対し1人以上の看護職員及び看護補助者が実際に勤務しております。

【食事等】

○入院時食事療養I及び入院時生活療養I(医療療養病床70歳以上の方)

年齢、病状により適切な栄養量で、適時(夕食は午後6時以降)・適温による食事を管理栄養士の管理のもとで提供しています。

【基本診療料】

- 救急医療管理加算
- 診療録管理体制加算3
- 療養環境加算
- 療養病棟療養環境加算1
- 重症者等療養環境特別加算
- 感染対策向上加算2

- 後発医薬品使用体制加算1
- データ提出加算
- 認知症ケア加算
- 入退院支援加算
- 機能強化加算
- せん妄ハイリスク患者ケア加算
- 医療DX推進体制整備加算
- 情報通信機器を用いた診療に係る基準
- 看護師等遠隔診療補助加算
- 急性期看護補助体制加算
- 身体的拘束最小化推進体制加算
- 協力対象施設入所者入院加算

【特掲診療料】

- 糖尿病合併症管理料
- ニコチン依存症管理料
- がん治療連携指導料
- がん性疼痛緩和指導管理料
- 糖尿病透析予防指導管理料
- こころの連携指導料(Ⅰ)
- 薬剤管理指導料
- 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- 医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
- 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- ヘッドアップティルト試験
- 検体検査管理加算(Ⅰ)、(Ⅱ)
- CT撮影及びMRI撮影
- 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)
- 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- 別添1の「第14の2」の1の(3)に規定する在宅療養支援病院
- 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- 在宅患者訪問看護・指導料の注17(同一建物居住者訪問看護・指導料の注6の規定により準用する場合を含む。)及び精神科訪問看護・指導料の注17に規定する訪問看護医療DX情報活用加算
- 在宅患者訪問診療料(Ⅰ)の注13(在宅患者訪問診療料(Ⅱ)の注6の規定により準用する場合を含む。)、在宅がん医療総合診療料の注8及び歯科訪問診療料の注20に規定する在宅医療DX情報活用加算
- 外来・在宅ベースアップ評価料(I)
- 入院ベースアップ評価料101